

周南市後援等名義使用承認事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、周南市（以下「市」という。）が、市以外の団体又は機関等（以下「団体等」という。）が行う事業等について、共催又は後援（以下「後援等」という。）の名義使用を承認することに関し、円滑な執行を図るため必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 団体等と市が事業等の共同主催者として互いに企画及び運営に参画し、当該事業の実施について責任の一部を分担することをいう。
- (2) 後援 団体等が行う事業等の趣旨に賛同し、当該事業の実施について援助することをいう。

(使用の名義)

第3条 この要綱に基づき市が後援等の使用を承認する名義は、周南市とする。

(承認の基準)

第4条 市が後援等の使用を承認する事業等は、次に掲げる基準を満たすものとする。

- (1) 主催者
 - ア 国又は地方公共団体若しくはこれに準じる公共的団体
 - イ 公共性を有する団体又はその機関
 - ウ その他市長が適当と認めたもの
- (2) 事業内容
 - ア 社会福祉、教育、文化、芸術、スポーツ等の普及向上に寄与し、市民の生活向上に資するもので、公益性のあるもの
 - イ 特定の宗教又は政治的活動を目的としないもの
 - ウ 公序良俗に反しないもの又はそのおそれのないもの
 - エ 営利を主たる目的としないもの
 - オ 中立性を侵すおそれのないもの
 - カ 市の名誉を傷つけ、又は信用を失墜するおそれのないもの
- (3) その他
 - ア 主催者の存在が明確であり、役員その他事業関係者が信用し得るもの
 - イ 開催又は開設の場所が公衆衛生、災害防止等について、十分配慮されているもの

ウ 事業の規模又は対象が広域にわたるもの

エ 団体等が参加者等から徴収する料金等が、適正と認められる額であるもの

(申請、承認等)

第5条 後援等の名義使用の承認を受けようとする団体等は、次に掲げる事項を記載した後援等名義使用承認申請書（別記様式第1号）又はそれに類するものを、原則として当該事業の開始前20日までに市長に提出するものとする。

- (1) 名義の種別
- (2) 事業等の名称、趣旨及び内容
- (3) 主催者の代表者名、事務局等の連絡先
- (4) 開催日時（期間）及び場所
- (5) 対象者及び参加予定者数
- (6) 他の共催及び後援者（予定を含む。）
- (7) 入場料等の有無
- (8) 添付書類

2 前項の承認を受けた者が、その内容を変更しようとするときは、後援等名義使用承認変更届出書（別記様式第2号）を承認の内容を変更しようとする日の原則10日前までに市長に届け出るものとする。

3 市長は、申請書の提出を受けたときは、前条の承認基準に基づいて可否を決定し、後援等名義使用承認書（別記様式第3号）又は後援等名義使用不承認書（別記様式第4号）により当該団体等に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 後援等の承認を受けた団体等は、事業等が終了したときは、事業等の終了後30日以内に後援等名義使用実績報告書（別記様式第5号）を市長に提出するものとする。

(後援等の取消し)

第7条 市長は、後援等を承認した事業について、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、後援等の承認を取り消すものとし、直ちに、後援等名義使用承認取消通知書（別記様式第6号）により当該団体等に通知するものとする。

- (1) 第4条の条件に違反したとき。
- (2) 第5条第2項の規定による変更が、重大で、かつ、後援等を行うにふさわしくないとき。
- (3) 偽りその他重大な瑕疵があったとき。

- (4) 主催者に非行があったとき。
- (5) その他後援等を行うにふさわしくない事態が生じたとき。

(電子申請)

第8条 前条までの規定にかかわらず、第5条第1項並びに第2項及び第6条に規定する申請及び届出は、電子情報処理組織（市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請及び届出をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた申請及び届出は、前条までに規定する様式により行われたものとみなして、当該申請及び届出に関する前条までの規定を適用する。
- 3 第1項の規定により行われた申請及び届出は、同項の市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に市に到達したものとみなす。
- 4 第1項の場合において、市は、当該申請及び届出に関する他の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって市で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

(事務の処理)

第9条 この要綱に基づく後援等の事務は、当該事業に係る事務を所掌している課、室若しくは所（以下「課等」という。）又は当該事業に関連のある課等が行うものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成15年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行日前になされた申請その他の手続は、この要綱の規定に基づきなされた申請その他の手続とみなし、市が後援等の承認をした事業等については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月3日）

この要綱は、平成20年3月3日から施行する。